



「浅草ものづくり工房」 入居者募集要項

台東区では地場産業の活性化を図り、ものづくりを担う事業者を育成する施設として、「浅草ものづくり工房」を運営しています。

この施設では、インキュベーションマネージャーを配置し、入居者の自立支援を行うとともに、地域との連携・交流を図っています。

この施設に入居し区内創業を目指す職人・クリエイター等、また事業拡大を図ろうと考えている創業期の事業者を募集します。

入居を希望される方は、まずは利用申請書を提出してください。その後、一次審査（書類審査）、二次審査（面接）、最終審査（面接）を受けていただき、入居の可否を決定します。

1、施設所在地

・東京都台東区橋場1-36-2（産業研修センター内）

浅草駅下車（都営・メトロ・東武）

松屋デパート江戸通り側バス停「浅草駅」より

台東区循環バス「北めぐりん」乗車

「橋場老人福祉館西」下車 徒歩3分

三ノ輪駅下車（メトロ日比谷線）

バス停「三ノ輪駅」より台東区循環バス

「ぐるーりめぐりん」乗車

「橋場一丁目」下車 徒歩3分

一方通行のため往路と復路のバスが変わりますのでご注意ください。

2、募集部屋数

・募集部屋数 4室（予定）

3、部屋の概要

(1) 面積 約30㎡

(2) 設備

- ・事務所は完全な個室です。
- ・電源コンセントは各壁面に設置してあります。（電気容量：最大50A）
- ・電話回線、インターネット回線（光回線）、CATV回線が引いてあります。（契約は各自）
- ・空調は個別空調です。
- ・事務所ごとに機械警備が入ります。
- ・事務所内での火気の使用は禁止です。
- ・24時間365日利用できます。ただし、機器の保守点検等のため利用が制約されることがあります。

4、利用料金

(1) 使用料（家賃） 月額 10,000円

(2) 共益費 月額 18,000円

(3) 保証金 使用料の3ヵ月分

(4) その他

・各室の電気料金、電話・インターネットの通信費、ごみ処理費等は自己負担です。

5、応募資格（入居対象）

次の要件にいずれも該当する法人（中小企業者）、または個人であること。

- (1) 皮革関連製品をはじめとする台東区内の地場産業（靴、鞆、ハンドバッグ、ベルト、帽子、アクセサリ、ジュエリー等）のものづくりを担っていく意欲のある職人・クリエイター等であること。
- (2) 台東区内で創業を予定している者、または創業5年以内（入居時点）の者であること。
- (3) ビジネスを拡大する意欲が高く、また創業のための支援が必要と認められること。
- (4) 台東区内の地場産業や地域の活性化に寄与する活動を行う意欲があること。
- (5) 施設の利用期間終了後、台東区内において引き続き事業を行おうとする意思があること。
- (6) 他の公的創業支援施設への入居経験が無いこと。（ブレインキュベーション利用者及び既入居施設による推薦状のあるものを除く）
- (7) 住民税・事業税等の滞納をしていないこと。
- (8) 暴対法第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

6、入居期間

3年以内。ただし、1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。

7、利用条件

- (1) 施設を主たる事務所（法人の場合は本社とし、法人登記すること）として利用すること。
- (2) インキュベーションマネージャーの指導を受けること。
- (3) 区内産業や地域の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。
- (4) 台東区及び浅草ものづくり工房主催事業（セミナー、イベント等）に参加すること。
- (5) 施設への見学・視察、自室での商品展示、取材等に協力すること。
- (6) 年2回、事業実績報告書を提出すること。また、事業報告会に参加すること。

- (7) 施設の利用期間終了後2年間、年1回の事業報告書を提出すること。
- (8) 振動や音、悪臭の発生などにより、他の入居者や周辺に迷惑をかけないこと。
- (9) 積極的に地域や入居者同士のコミュニケーションを図ること。地域イベントに参加すること。
- (10) 本施設は、震災時の避難所となっており、利用が制限される場合があります。また、近隣住民組織等が行う防災訓練への参加協力をお願いしています。

8、卒業・退去条件

以下の事由に該当した場合は、勧告を行い3ヵ月間経過を見た上で審査会において卒業・退去を決定します。

- (1) 事業目標を達成したとき。
- (2) 事業活動において支援を必要とせず自立していると認められるとき。
- (3) 事業が安定し支援が不要と認められるとき。
- (4) 営業成績が著しく悪化していると認められ、指導があっても改善しないとき。
- (5) 事業計画を実施せず、指導があっても改善が見られないとき。
- (6) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- (7) 年間2回の事業報告を提出しない、また著しく内容に不備があるとき。
- (8) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたたず、指導があっても改善が見られないとき。
- (9) 施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が見られないとき。
- (10) 施設の利用頻度が低い場合(週に3日以上、計24時間以上の利用を入居の目安とします)。

9、入居取消条件

下記の事由に該当する場合は入居の許可を取消します。

- (1) 施設や設備を故意に損傷したとき(事故、火災などを起こしたときを含む)。
- (2) 正当な理由無く1ヵ月以上施設を使用しない場合。
- (3) 偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 使用料及び共益費を正当な理由がなく3ヵ月以上滞納したとき。
- (5) 条例、規則、区長の指示に違反したとき。

10、募集期間

令和元年10月1日(火)~11月5日(火)

- ・郵送または持参のこと。[11月5日必着]
- ・持参の場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までに台東区役所9階5番の産業振興課に提出すること。
- ・申請を受理したら、台東区から申請者番号を記載

したメールを個別に送信します。送信には時間がかかる場合がありますが、(土日祝を除き)2日間以上連絡が無い場合はお電話ください。

11、施設公開および説明会

令和元年10月18日(金)~20日(日)の3日間「浅草ものづくり工房」では施設公開を開催します。上記期間中の施設見学については、ご自由にご覧ください。

また、令和元年10月19日(土)午後2時から産業研修センター会議室において、入居に関する説明会を開催します。

説明会に参加をご希望される方は10月15日(火)午後5時までに台東区産業振興課地域産業担当03-5246-1143へ 参加者氏名 業種 日中の連絡先をお知らせください。

12、入居者の決定

- (1) 一次審査として書類審査を行います。
- (2) 一次審査通過者に対して二次審査(面接)を行います。
- (3) 二次審査通過者に対して最終審査(面接)を行い、入居者を決定します。
- (4) 最終審査の日程は令和2年1月中旬を予定。
- (5) 入居者決定: 令和2年1月下旬。
- (6) 台東区より代表者本人に結果を通知します。
- (7) 使用室の決定について
今回募集する4室については、面積・使用料等の条件は全て同じであるため、抽選により使用室を決定します。

13、入居契約

- (1) 契約日は令和2年4月以降とします。
- (2) 契約は通常の賃貸借契約ではなく、行政財産使用許可となります。
- (3) 1年ごとに更新が必要です。

14、施設構成

- (1) 事業者支援施設 9室
面積: 39.2㎡(1室) 31.5㎡(8室)
- (2) 共同で利用できる施設としてコピー機(有料)、交流サロン(会議・展示用スペース)、機械研修室、図書コーナー等があります。
- (3) 産業研修センター事務室の受付時間
午前9時~午後5時まで
休館日: 月曜日・祝日・年末年始
(月曜日が祝日の場合は翌日も休館)
- (4) トイレ、給湯室は共用です。
- (5) 産業研修センターの入口に自転車置場があります。

15、主な支援サービス

入居者に対して次のようなサービスを提供しています。

- (1) 経営やビジネス等に関するアドバイスの実施
インキュベーションマネージャーによる相談、必要に応じて商工相談員などによる経営や税制等の専門的な相談を受けられます。
- (2) 地場産業との連携による事業活動のサポート
入居者と地元企業との連携を図り、受発注や人脈形成、経営活動の拡大等を支援します。
- (3) セミナー等の開催
セミナーを開催しビジネスに役立つ情報を提供します。また、専用のホームページを開設し、入居者の紹介・活動内容等の情報を発信します。
- (4) 地域との交流
地域住民との交流を深めるため、手作り教室や入居者の作品展示会などのイベント等を企画します。

16、募集スケジュール

- ・ 8月 26日 募集要項発表
- ・ 10月 1日～11月 5日 申請受付
- ・ 10月 18日～10月 20日 施設公開・説明会
説明会は10月 19日 14時から
- ・ 11月中旬 一次審査 結果通知
- ・ 11月下旬～12月下旬 二次審査 / 結果通知
- ・ 1月中旬 (予定) 最終審査
- ・ 1月下旬 入居予定者決定
- ・ 2月下旬 入居説明会
- ・ 4月～ 入居開始

17、提出書類

- (1) 台東区立産業研修センター事業者支援施設事務所用申請書 (規則・第10号様式)
- (2) 事業計画書 [別紙1]
- (3) 収支計画書 [別紙2]
- (4) 提案書 [別紙3]
- (5) 添付書類
直近の納税証明書(法人の場合は30年度法人事業税、個人の場合は令和元年度住民税で、納期到来分の滞納がないことを証明するもの)又は非課税証明書
直近の決算書(法人のみ)
- (6) 商品の概要がわかるもの(カタログ、写真など)
提出書類(1)～(4)は、台東区産業振興課(9階)と産業研修センターで配布しています。また、浅草ものづくり工房および台東区のホームページからもダウンロードできます。

18、利用申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項およびホームページをよくお読み下さい。
- (2) 提出書類(1)～(4)は全て記入してください。なお、提出書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

- (3) 事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明をするための資料を別紙で添付しても構いません。
- (4) 商品概要(カタログ・写真など)について返却希望の場合は、「要返却」と記入の上、返却先住所・氏名を書いた封筒(当該料金の切手添付、もしくは宅急便の着払い送付状添付)などを同封してください。なお、提出書類(1)～(4)および添付書類は返却いたしませんのでご了承ください。

19、個人情報の取扱い

- (1) 申請書類については、台東区の個人情報保護指針に基づき適正に取扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申請書類は、入居後の指導にも使用いたします。
- (3) 審査の結果、入居できなかった場合の提出書類は審査終了後破棄いたします。

20、応募先・問合せ先

・ 台東区役所 文化産業観光部 産業振興課

担当 本田・港

住 所 : 〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電 話 : 03-5246-1143

F A X : 03-5246-1139

e-mail : sangyo@city.taito.tokyo.jp

「浅草ものづくり工房」の概要はホームページをご覧ください。

URL : <http://www.monokobo9.com>